

# 緊急自動車運行要領

## 1 運転者の使命

運転に携わる者は「自動車は大変便利なものではあるが、1歩間違えれば、人の命を奪いかねない危険性を併せ持っている」ということを十分に認識する必要がある。運転するものは一人ひとりが自覚と責任を持ち、安全運転に徹しなければならない。

そのために、運転者は道路状況や交通事情に精通し、正しい運転や整備の知識及び技術を習得する必要がある。

## 2 安全運転の心構え

- (1) 人命の尊さを知る
- (2) 交通法令の遵守
- (3) 譲り合いの気持ちを持つ
- (4) 強い責任感を持つ
- (5) 運転技術を過信しない
- (6) 心身の良好な状態
- (7) 安全速度で走行
- (8) だろー運転をしない
- (9) 安全確認の徹底

## 3 緊急自動車の基礎知識

緊急自動車とは「消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。」と道路交通法で定義されている。

### (1) 緊急自動車の要件

- ア 公共、公益的な機関の自動車
- イ 公安委員会の指定等の済んでいるもの
- ウ それぞれの緊急用務（火災現場へ出動するとき）を遂行する目的
- エ サイレンを鳴らし、かつ、赤色警光灯をつけて
- オ 運転中のもの

### (2) 緊急自動車の保安基準

緊急自動車は当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして警光灯、サイレンを備えなければなりません。

ア 赤色のものであること

イ 警光灯は、前方 300 メートルの距離からも点灯を確認できるものであること

消防用自動車の車体の塗色は朱色、救急車・救急用自動二輪車・水防用自動車・医師派遣用自動車・保存血液運搬車・臓器等運搬車・事故例調査用自動車は白色で、その他は制限なし。

ウ サイレンの音の大きさは、その自動車の前方約 20 メートルの位置において、90 デシベル以上 120 デシベル以下であること。

### (3) 緊急自動車の特例

道路交通法第 41 条により、緊急自動車は道路交通法の特例を受けることができる。しかし、これらは、安全運行の義務までも免除されるわけではないため、緊急走行の性格から考えれば、より高い注意義務と、危機回避義務を負っていることを念頭において、安全運行に努めなければならない。

#### 道路交通法主な特例

項目	緊急自動車の特例（要約）
停止義務	信号機による停止、踏切停止、一時停止標識での停止、横断歩道での横断者保護のための停止等の停止しなければいけないところは停止することなく徐行して進むことができる。（法第 39 条第 1 項）
追越し禁止	追越し禁止区域で追越すことができる。（法第 41 条）
車両通行	右折・直進等の通行帯やバス専用レーンに制限されることなく通行できる。（法第 41 条）
通行の禁止等	道路標識に従わなくてもよい。（法第 41 条）

### (4) 緊急自動車の優先

・交差点又はその付近において、消防団車両が接近してきたときは、他の車両は交差点を避けて、一時停止しなければならない。

・交差点以外の場所において、消防用車両が接近してきたときは、他の車両は消防用車両の通行を妨げてはならない。

### (5) 緊急自動車の運転者

緊急走行以外の場合は、自動車免許を持っていれば誰でも運転可能であるが、緊急走行する場合は次の資格を満たす者でなければならない。

・大型自動車、中型自動車、準中型自動車の場合

21 歳以上で普通自動車以上の免許取得から 3 年以上の期間経過している。

・普通自動車の場合は

普通自動車免許取得から 2 年以上の期間経過している。

## 4 緊急出場要領

### (1) 出場

- ア シャッターの開閉状況等、周囲の障害物を確認する。
- イ 赤色灯、サイレンを鳴らし、道路際まで徐行する。
- ウ 歩行者、自転車及び一般車両に注意し、車道まで進む。
- エ 安全確認は、同乗者全員で行う。

### (2) 赤信号交差点進入時

- ア 必ず徐行しながら進入し、その直前で一時停止する。
- イ 同乗者全員で左右の安全確認を行う。
- ウ 運転者及び同乗者は、安全呼称しながら通過する。
- エ 同乗者全員が常に安全運行に最大の注意を払う。

### (3) 渋滞時の走行

- ア 安全を確認しながら、車の流れに合わせて走行する。
- イ 拡声器やサイレンを活用し、協力を促す。
- ウ 車両の幅や長さを十分に把握し、一般車両塔に接触しないよう同乗者全員で確認する。
- エ 決して無理な追越しを行わない。

### (4) 現場到着時

- ア サイレン停止及びハザードランプを点灯し、原則として道路の左端に停車する。
- イ サイドブレーキを引き、車輪止めを設定する。
- ウ 車両下車時、ドアを開放する際は、周囲を確認する。
- エ 全員が車両から離れるときは、エンジンの停止、ドアの施錠、各種灯火の消灯を行う。

### (5) 現場から引き揚げるとき

- ア 使用資機材の点検を行い、確実に収納、固定する。
- イ 異常がある場合は、各分団指揮者に報告し、指示を受ける。
- ウ 詰所へ戻るまで、気を緩めず、安全運転を励行する。

### (6) 交通事故発生時の対応

- ア 被害者の救護、道路上の危険防止、警察への連絡等を行う。
- イ 負傷者の有無、事故の規模に関わらず、警察及び消防団事務局へ連絡する。